

## □不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	教育委員会社会教育課
不利益処分名	徳島市公民館の入館禁止等
根 拠 法 令	徳島市公民館条例
根 拠 条 項	第6条
連 絡 先	(電話 621-5179)
基 準	<p>【根拠条文】  徳島市公民館条例  (秩序保持のための処分)  第6条 館長は、館内の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある者に対して入館を禁止し、又は退去を命じることができる。</p> <p>【基準】  条例第6条に規定する「館内の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある者」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。  (1) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑をかけるおそれがあると認められる者  (2) 公民館の施設、付属設備を損傷するおそれがあると認められる者  (3) 感染性の疾患があると認められる者  (4) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑をかけるおそれがあると認められる物品又は動物を携行する者  (5) その他公民館の管理上支障があると認められる者</p>
参 考 事 項	
設定等年月日	平成26年8月1日設定 (令和5年12月28日最終変更)